

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン鹿島台
大崎市鹿島台木間塚小谷地259-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役社長 川村 嘉則
- 3 市町村の意見の概要
(1) ごみ減量及びリサイクルの促進に努めてください。また、廃棄物処理については適正に処理願います。
(2) 公害等関係法令を遵守すると共に、周辺の良い生活環境を保全するよう努めてください。また、騒音・振動に係る特定施設等に該当があれば設置届出が必要となります。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所
- 6 縦覧期間
平成29年7月14日から平成29年8月14日まで（ただし，閉庁日を除く。）